

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	18 件

北海道国民年金 事案 1984

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和61年4月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から平成2年2月まで

申立期間について、私の妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、世帯主である私の保険料が未納となっていることは考えられない。

「ねんきん特別便」では、昭和59年3月から平成2年2月までの期間が国民年金未加入期間とされていたが、年金事務所で確認してもらったところ、その全ての期間が加入期間に変更され、そのうち昭和59年3月から同年6月までは、保険料納付済みとして記録が訂正されたが、その訂正された理由も不明である。

また、私は、申立期間の確定申告書（控）等を所持しており、その社会保険料控除額の中に、国民年金保険料相当額が含まれているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、確定申告書の作成を税理士に委任しており、申立人が所持する確定申告書（控）の各年分において計上されている社会保険料控除額（国民年金分）を確認したところ、昭和61年分、63年分及び平成元年分については、実際に納付した場合の国民年金保険料額とほぼ一致している。

また、一緒に国民年金保険料を納付していた申立人の妻は、自身の源泉徴収票により、申立期間の保険料控除が確認できることから、申立人の確定申告書（控）に記載された保険料額は、申立人のものと考えられる。

さらに、昭和62年分については、確定申告書が保存されていないが、その前後の年分の状況から、当該年分も同様に社会保険料控除額（国民年金分）が記載されていたものと推測される。

加えて、申立人の昭和59年3月25日に再取得した国民年金強制加入資格を、60年1月28日付けで厚生年金第4種被保険者の資格を取得しているとの理由から取り消した上、国民年金の未加入期間に変更し、納付済みであった59年3月から同年6月までの国民年金保険料を還付している記録となっていたところ、申立人が厚生年金保険の受給資格を有しているため同保険第4種被保険者となり得ないことが判明し、平成21年8月10日付けで国民年金未加入期間となっていた昭和59年3月から61年3月までを任意加入期間に、61年4月から平成2年2月までを強制加入期間にそれぞれ変更し、昭和59年3月から同年6月までの期間は保険料の納付済期間として記録訂正されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人の記録管理が適切に行われていなかった状況が見受けられる。

しかしながら、i) 申立人が所持する昭和59年分及び60年分確定申告書(控)の社会保険料控除額欄には、申立期間の国民年金保険料相当額の記載が確認できないこと、ii) 59年3月の資格取得が60年1月28日に取り消され、それまで納付された保険料が還付されており、資格喪失された期間には納付書が発行されなかったものと考えられることなど、59年7月から61年3月までの保険料については、納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から平成2年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和58年4月から59年3月まで

申立期間①については、私の両親が経営するA店の手伝いをしていた私に代わって、私の母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、両親の保険料と併せて私の保険料も納付してくれたはずである。

申立期間②については、自分で国民年金保険料を納付するようになった頃であり、私は、納付期限が過ぎた保険料については、役所に連絡して過年度納付書を郵送してもらい納付するなどして、保険料に未納が無いように気を付けていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和57年頃から国民年金保険料を自身で納付するようになったとしているところ、申立人及び申立人の母親の保険料の納付日は、57年7月分から異なっていることが確認でき、申立人はこの頃から自身で保険料を納付していたものと推認できる上、当該期間を除く申立人の57年7月以降の国民年金加入期間の保険料に未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、納付すべき国民年金保険料の納付期限が過ぎている場合は、その都度、過年度納付書の交付を依頼して保険料を納付し、保険料が未納とならないように気を付けていたと述べているところ、申立人は、昭和57年7月から平成3年3月までの国民年金加入期間に、過年度納付を少なくとも29回行っていることが申立人の所持している領収書等により確認で

き、申立人が述べている保険料が未納とならないように気を付けていたとする形跡がうかがえることから、納付意識の高い申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間①について、申立人は、当該期間当時の国民年金保険料は申立人の母親が納付してくれていたとしているところ、申立人自身は当該期間の保険料納付に直接関与していない上、申立人の母親から当該期間の納付状況等について聴取できないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人と同居していた申立人の両親の申立期間①について、i) 申立人の父親の国民年金保険料は未納となっていること、ii) 申立人の母親は、当該期間及びその前後は厚生年金保険の加入期間であるにもかかわらず、当該期間の前後について国民年金保険料を納付したため還付されているが、当該期間については国民年金保険料を納付しておらず、還付された形跡も見当たらないことから、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料のみを納付したものととは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの期間、59年1月から同年3月までの期間及び60年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年3月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで
③ 昭和60年4月から同年9月まで

私は、昭和56年10月に婚姻し、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付は全て私の夫に任せていた。夫は、私と夫の母親の保険料も併せて納付してくれていた。申立期間について、義母は国民年金保険料の納付済期間になっているのに、私だけが未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及び申立人の義母の国民年金保険料と併せて申立人の夫が納付してくれていたと述べているところ、申立人及び申立人の夫の保険料の納付日が確認できる昭和56年9月から平成2年3月までの期間についてみると、申立人の夫と同一日に保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張に不合理な点は認められない。

また、申立期間①及び②について、申立人の義母の国民年金保険料は、国民年金加入期間満了月の昭和59年1月まで納付済期間になっている上、申立人の申立期間①及び②前後の保険料は、現年度納付されていることが確認できることから、申立人の夫が当該期間の保険料のみを納付していなかったものとすることは不自然である。

さらに、申立期間③について、当該期間直前の昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険料は、60年4月に納付されていることが確認でき、その時点で申立期間③の保険料は現年度納付が可能なものである上、当該期間以降

の保険料は全て納付されていることから、申立人の夫が申立期間③の保険料のみを納付していなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの期間、57年1月から同年3月までの期間、59年1月から同年3月までの期間及び60年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年3月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで
③ 昭和59年1月から同年3月まで
④ 昭和60年4月から同年9月まで

私は、昭和54年10月から私の父親が経営するA店で働くことになったが、55年*月に父親を事故で亡くし、私が後継者として店の経営から金銭管理まで全責任を負うことになった。

国民年金保険料も婚姻する前までは私が私の母親の分と併せて納付し、婚姻後は妻の分も含めて納付していた。申立期間について、私の母親は国民年金保険料の納付済期間になっているのに、私だけが未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻及び申立人の母親の国民年金保険料と併せて申立人が保険料を納付していたと述べているところ、申立人及び申立人の妻の保険料の納付日が確認できる昭和56年9月から平成2年3月までの期間についてみると、申立人の妻と同一日に保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張に不合理な点は認められない。

また、申立期間①について、当該期間以降の国民年金保険料は、申立人が申立人の母親の保険料と併せて納付していたとする主張に不自然さはなく、その母親の当該期間の保険料は納付済期間になっていることから、申立人の保険料も同時に納付されていたものと推認できる。

さらに、申立期間②及び③について、申立人の母親の国民年金保険料は、国民年金加入期間満了月の昭和 59 年 1 月まで納付済期間になっている上、申立人の申立期間②及び③前後の保険料は、現年度納付されていることが確認できることから、申立人が当該期間の保険料のみを納付していなかったものとすることは不自然である。

加えて、申立期間④について、当該期間直前の昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は同年 4 月に納付されていることが確認でき、その時点で申立期間④の保険料は現年度納付可能期間である上、当該期間以降の保険料は全て納付されていることから、申立人が申立期間④の保険料のみを納付していなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1988

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで

私は、昭和48年4月1日付けでA社を退職したため、夫婦二人でB市C区役所において、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を定期的に同区役所で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である。

また、申立人の国民年金保険料は、オンライン記録により、申立期間の直後から60歳に到達する前月までの保険料が全て納付済みであること、及び納付月が確認できる昭和61年度以降の保険料を期限内に納付していることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和51年1月頃に夫婦連番で払い出されたものと推認でき、申立人夫婦の国民年金への加入手続はこの頃に行われたと考えられるところ、その時点で、申立期間のうち48年10月から同年12月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であり、保険料の納付意識の高かった申立人がこれを納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち昭和48年4月から同年9月までの期間については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される51年1月の時点で、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで

私は、私の夫が昭和48年4月1日付けでA社を退職したため、夫婦二人でB市C区役所において、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私の夫が夫婦二人分の保険料を定期的に同区役所で納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である。

また、申立人の国民年金保険料は、オンライン記録により、申立期間の直後から60歳に到達する前月までの保険料が全て納付済みであること、及び納付月が確認できる昭和61年度以降の保険料が期限内に納付されていることが確認できることから、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和51年1月頃に夫婦連番で払い出されたものと推認でき、申立人夫婦の国民年金への加入手続はこの頃に行われたと考えられるところ、その時点で、申立期間のうち48年10月から同年12月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であり、保険料の納付意識の高かった申立人の夫がこれを納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち昭和48年4月から同年9月までの期間については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される 51

年1月の時点で、既に時効により保険料を納付することができない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年4月30日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、支給された賞与について、事業主から賞与支払届が提出されていなかった。同社は、事後訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表（個人別）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表（個人別）における厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種案件 15 件（別添一覧表参照）

別紙【北海道厚年あっせん一覧表】（北海道）

事案番号	性別	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
3685	男		昭和57年生		平成16年4月30日	8万円
3686	男		昭和18年生 (死亡)		平成16年4月30日	8万8,000円
3687	男		昭和18年生		平成16年4月30日	8万円
3688	男		昭和21年生		平成16年4月30日	5万円
3689	男		昭和23年生		平成16年4月30日	7万円
3690	女		昭和20年生		平成16年4月30日	4万円
3691	男		昭和36年生		平成16年4月30日	10万4,000円
3692	男		昭和31年生 (死亡)		平成16年4月30日	10万円
3693	男		昭和18年生		平成16年4月30日	18万円
3694	男		昭和10年生		平成16年4月30日	4万円
3695	男		昭和31年生		平成16年4月30日	10万4,000円
3696	男		昭和18年生		平成16年4月30日	2万4,000円
3697	男		昭和15年生		平成16年4月30日	2万4,000円
3698	男		昭和46年生		平成16年4月30日	3万円
3699	男		昭和17年生		平成16年4月30日	3万円

北海道厚生年金 事案 3700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和49年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月31日から同年9月1日まで

昭和23年6月21日から平成3年1月1日までB社及び同社の関連会社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、出向していたA社からB社C支店へ戻った時期なので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持していたB社に係る「経歴書」及び同社D支店から提出された「人事異動の写し」により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年7月の社会保険事務所(当時)の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和49年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料につ

いて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和41年1月1日から同年5月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月16日から41年5月9日まで
② 昭和52年2月21日から54年12月21日まで
③ 昭和55年4月1日から56年11月10日まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはC社に、申立期間③についてはD社に、それぞれE職として勤務していた。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は、昭和40年12月及び41年1月の給与支払明細書のみであるが、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間①当時にA社において勤務を開始したとする者が、「私は昭和40年12月からE職として勤務していた。私が勤務を開始した時点で、申立人は既にE職として勤務していた。」と述べている上、申立人は、同年12月分の給与に係る給与支払明細書を所持していることから、入社日の特定はできないものの、申立人は同年12月には既に当該事業所に勤務していたものと判断できる。

また、申立人が所持する昭和41年1月分の給与支払明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、申立人は、同年2月分以降の同明細書を所持していないものの、引き続き勤務していたことが

認められることから、同年1月分のみ厚生年金保険料が控除されていたとは考え難く、同年1月以降についても、厚生年金保険被保険者として、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日を41年1月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和41年1月分の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所(当時)の記録における当該事業所の厚生年金保険被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者記録における資格取得日が同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和41年5月9日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月から同年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①のうち昭和40年10月16日から41年1月1日までの期間について、前述のとおり、申立人が、40年12月には既に当該事業所において勤務していたものと推認できる。

しかしながら、申立期間①における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について、B社に照会したところ、「当時の資料を保管していないので、回答できない。」としていることから、申立人の当該事業所における入社日及び当該期間における厚生年金保険料控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち生存及び所在が確認できた3人(姓のみを記憶する同僚と同姓の厚生年金保険被保険者を含む。)、及び当該期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる二人に照会したものの、当該期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

さらに、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間②について、C社は、平成18年3月7日に厚生年金保険の適用

事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人が姓のみを記憶する同僚3人のうち1人については、当該事業所の厚生年金保険被保険者に同姓の者は確認できず、残りの二人については、同姓の者が当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できるものの、一人は既に死亡しており、別の一人からは具体的な回答が得られないことから、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる23人に照会したところ、回答が得られた13人のうち申立人を記憶している者は一人のみであり、同人は、「申立人の勤務期間については分からない。」と述べている。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における被保険者記録は確認できない上、申立期間②のうち昭和53年4月1日から同年12月25日までの期間については、他の事業所における被保険者記録が確認できる。

その上、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間③について、D社に照会したところ、「申立人は昭和55年4月からE職として勤務していた。」と回答していること、申立期間③当時に勤務を開始したとする者が、「私は昭和55年3月からE職として勤務していた。私が入社してから1か月から2か月後に申立人が入社してきた。」と述べていることから、申立人は申立期間③において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の資料が残されていないため、申立人の厚生年金保険料の控除については確認できない。申立人は、入社時はF職であったが、社員になっても本人の希望により厚生年金保険には加入しなかった。申立人が厚生年金保険に加入したのは、申立人が結婚した頃であったと思う。」と回答しているところ、申立人の婚姻は昭和57年1月であることが戸籍謄本により確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人（このうち一人は姓のみを記憶）と同姓の者で、申立期間③当時、当該事業所において厚生年金被保険者であった

ことが確認できる者は、所在不明であるため、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録により申立期間③当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる 12 人に照会したところ、8 人から回答が得られたものの、申立期間③において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

加えて、申立人が、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和27年4月1日、同資格喪失日を31年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額については、27年4月から28年8月までは6,000円、同年9月から29年9月までは7,000円、同年10月から30年9月までは6,000円、同年10月から31年3月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から31年4月1日まで

申立期間は、A社に再入社しB職として勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するC社発行の経歴補正による給与の再計算申告書についての解決書の記録により、申立人が申立期間においてA社にB職として勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人（いずれも故人）は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所において申立期間の全部又は一部について厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人は当該事業所における以前の経験をもとに再入社し、申立期間当時の従業員数は申立人を含み4人から9人ぐらいであったと述べているところ、i) オンライン記録により、申立人は昭和21年5月7日から22年12月30日までの期間、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、ii) 上記解決書の記録により、申立人は当該期間においてもB職として勤務していたことが確認できること、iii) 当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時の厚生年金保険被保険者数は3人から9人で推移していることが確認できることから判断する

と、申立期間当時、事業主はほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させ、申立人を申立期間においても厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における同年代の同僚の記録から、昭和 27 年 4 月から 28 年 8 月までは 6,000 円、同年 9 月から 29 年 9 月までは 7,000 円、同年 10 月から 30 年 9 月までは 6,000 円、同年 10 月から 31 年 3 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、厚生年金保険料を納付したか否かについて確認することができないが、当該事業所に係る申立期間の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届が提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 4 月から 31 年 3 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社B支店において昭和48年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間の同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月1日から同年4月1日まで

昭和35年3月からA社に勤務し、48年4月1日に同社B支店から同社本社に転勤したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C厚生年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金加入員台帳によると、申立人が昭和48年4月1日にA社B支店で同基金加入員資格を喪失し、同日に同社本社で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落はない。

さらに、C厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は複写式の様式を使用しており、事業主は、当基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B支店において昭和48年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和48年3月の厚生年金基金加入員台帳の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については16万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

さらに、上記訂正後の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、平成11年10月から12年2月までは32万円、同年3月から13年3月までは41万円、同年4月から同年9月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月1日から11年5月21日まで
② 平成11年10月21日から13年10月31日まで
③ 平成13年10月31日から同年11月6日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額及びこれに見合う厚生年金保険料額は、保管している給与明細書に記載された給与支給額及び同保険料控除額より著しく低額であるので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

また、A社には平成13年11月5日まで勤務し、同年10月分の給与を支給されており、厚生年金保険料も源泉控除されていたと思うので、申立期間③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 年金記録確認第三者委員会が行う標準報酬月額認定については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び実際に支給されていたと認められる報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

2 申立期間①については、申立人が保管するA社の給与明細書により、事業主により支払われていたことが確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、この一方で、事業主が源泉控除していたことが確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額より低額である。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主が、「申立人の報酬月額を、実際に支給した給与額より低い額で社会保険事務所（当時）に届け出た。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人の訂正後の標準報酬月額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、16万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成13年11月7日から2日後の同年11月9日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本の記録によると、申立期間②当時、申立人は、A社においてB職であったことが確認できるが、同社の代表取締役であった者が、「申立人は、B職ではあったものの社会保険事務は全て私が担当しており、これらの事務には一切かかわっていない。」と供述していることを踏まえると、申立人は、当該減額訂正の事実を承知していなかったものと認められる。

さらに、オンライン記録によると、A社は「平成15年12月不納欠損済」と記録されていることが確認できる上、前述の代表取締役であった者は、「当社は厚生年金保険料の滞納が続いていたため、社会保険事務所の助言により、私とB職であった妻及び申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額記録から、16万円に訂正することが必要であると認められる。

- 4 申立期間②のうち平成11年10月21日から12年3月1日までの期間については、申立人が保管する給与明細書により、事業主により支払われていたことが確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記訂正後の標準報酬月額より高額である上、事業主により源泉控除されていたことが確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額も、当該報酬月額に見合う標準報酬月額と合致している。

一方、申立期間②のうち平成12年3月1日から13年10月31日までの期間については、申立人が保管する給与明細書により、事業主により支払われていたことが確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記訂正後の標準報酬月額より高額であるものの、この一方で、事業主により源泉控除されていたことが確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額より低額である。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、平成11年10月から12年2月までは32万円、同年3月から13年3月までは41万円、同年4月から13年9月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、「申立人の報酬月額を、実際に支給した給与額より低い額で社会保険事務所に届け出た。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人の訂正後の標準報酬月額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間③については、当該事業所の当時の事業主に照会したところ、「当時は会社の経営が困難であったため、平成13年10月末で、申立人を事業所都合により解雇した。このため同年10月分の給与は支給しておらず、同月分の厚生年金保険料も源泉控除していない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、オンライン記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者が保管する給与明細書により、平成12年2月以降の期間における当該事業所の給与支給及び社会保険料控除方式は翌月支給・翌月控除であったことが確認できるところ、申立人が保管する銀行預金通帳によると、13年11月6日に当該事業所から最後の給与が振り込まれたことが確認できるものの、i) 当該預金通帳によれば、11

年11月分から13年7月分までの21か月分の給与に係る振り込みが合計9回しか確認できないことから、給与の遅配等があったことがうかがわれること、ii) 厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同年9月分の給与に係る同年10月の振り込みが行われた形跡が無いこと、iii) 申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する者、及びオンライン記録により、当該事業所において同保険の被保険者であったことが確認できる者が、いずれも「申立期間②当時、会社の経営状況は悪く、給与の遅配があった。」と供述していることを踏まえると、同年11月6日に振り込まれた給与は、同年10月に振り込まれるべき同年9月分の給与であったと考えるのが自然である。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、当該事業所における申立人の離職日は平成13年11月5日であることが確認できるものの、上述の給与明細書を保管する被保険者についても離職日が同日であることが確認できる一方で、同人は、「交通事故にあったため、平成12年*月以降は勤務していない。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、勤務実態の有無にかかわらず、離職日を同日として届け出ているものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年11月は32万円、同年12月から17年5月までは30万円、同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から17年9月1日まで

平成13年1月にA社に入社し、現在も同社で勤務している。年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が当時の給与支給額よりも低額な記録となっている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書を保管しているので、申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち平成16年11月から17年8月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管する給与支給明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、16年11月は32万円、同年12月から17年5月までの期間は30万円、同年6月は32万円、同

年7月及び同年8月は30万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成16年9月及び同年10月については、上記給与支給明細書により、申立人は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるものの、当該期間に支払いを受けた報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成5年2月から同年12月までは32万円、6年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月は20万円、同年7月は30万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月及び同年12月は36万円、7年1月は28万円、同年2月は24万円、同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は32万円、8年1月から9年12月までは36万円、10年1月は28万円、同年2月は36万円、同年3月は32万円、同年4月は36万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は28万円、同年8月は36万円、同年9月は30万円、同年10月は36万円、同年11月は34万円、同年12月は24万円、11年1月及び同年2月は30万円、同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月から同年9月までは30万円、同年10月は36万円、同年11月は28万円、同年12月は36万円、12年1月は26万円、同年2月は32万円、同年3月及び同年4月は36万円、同年5月は30万円、同年6月は34万円、同年7月から同年10月までは36万円、同年11月は22万円、同年12月は36万円、13年1月及び同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月は26万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月から同年10月までは34万円、同年11月は30万円、同年12月は34万円、14年1月は28万円、同年2月は22万円、同年3月は26万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月から同年12月までは34万円、15年1月は28万円、同年2月は32万円、同年3月から同年5月までは34万円、同年6月は22万円、同年7月は34万円、同年8月は28万円、同年9月から同年12月までは30万円、16年1月は26万円、同年2月から同年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は30万円、17年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は32万円、同年6月は26万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月から19年1月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 5 年 2 月 1 日から 19 年 3 月 10 日まで
A 社に勤務していた期間の標準報酬月額が 11 万円となっているが、月額 28 万円以上支給されていた。申立期間の一部の給与明細書があるので調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成 5 年 4 月から同年 12 月までの期間は 32 万円、6 年 1 月は 30 万円、同年 2 月は 28 万円、同年 3 月は 32 万円、同年 5 月は 30 万円、同年 6 月は 20 万円、同年 7 月は 30 万円、同年 8 月から同年 10 月までの期間は 32 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 36 万円、7 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 24 万円、同年 3 月は 36 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 32 万円、同年 6 月は 34 万円、同年 8 月は 36 万円、同年 9 月は 28 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月は 24 万円、同年 12 月は 32 万円、10 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 36 万円、同年 3 月は 32 万円、同年 4 月は 36 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 34 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 8 月は 36 万円、同年 9 月は 30 万円、同年 10 月は 36 万円、同年 11 月は 34 万円、同年 12 月は 24 万円、11 年 1 月及び同年 2 月は 30 万円、同年 3 月は 36 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 28 万円、同年 6 月は 26 万円、同年 7 月から 9 月までの期間は 30 万円、同年 10 月は 36 万円、同年 11 月は 28 万円、同年 12 月は 36 万円、12 年 1 月は 26 万円、同年 2 月は 32 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 36 万円、同年 5 月は 30 万円、同年 6 月は 34 万円、同年 7 月から同年 10 月までの期間は 36 万円、同年 11 月は 22 万円、同年 12 月は 36 万円、13 年 1 月及び同年 2 月は 32 万円、同年 3 月は 34 万円、同年 4 月は 26 万円、同年 5 月は 34 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 28 万円、同年 8 月から同年 10 月までの期間は 34 万円、同年 11 月は 30 万円、同年 12 月は 34 万円、14 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 22 万円、同年 3 月は 26 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月は 32 万円、同年 6 月は 28 万円、同年 7 月は 30 万円、同年 8 月から同年 12 月までの期間は 34 万円、15 年 1 月は 28 万円、同

年2月は32万円、同年3月から同年5月までの期間は34万円、同年6月は22万円、同年7月は34万円、同年8月は28万円、同年9月から同年12月までの期間は30万円、16年1月は26万円、同年2月、同年3月及び同年5月から同年9月までの期間は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は30万円、17年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は32万円、同年6月は26万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月から18年12月までの期間は32万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成5年2月及び同年3月、6年4月、7年7月、8年1月から9年12月までの期間、16年4月及び19年1月については、申立人は給与支給明細書を保管していないため、報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できない。

しかしながら、申立人が給与支給明細書を保管していない期間のうち、平成8年1月及び同年2月、同年6月から同年8月までの期間、同年12月、9年2月及び同年10月については、複数の同僚が保管する給与支給明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該同僚らのオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

また、当該事業所の上記同僚を含む5人から提出された給与支給明細書によると、5人ともオンライン記録の標準報酬月額より給与支給明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が高額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録から生存及び所在が確認できた同僚28人（申立人が名前を挙げた同僚6人を含む。）に照会したところ、回答が得られた14人のうち12人が、「標準報酬月額は、支給されていた給与額より低い。」と述べている。

加えて、前述の同僚12人は、「申立人は、B職及びC業務に従事しており、仕事内容はずっと変わらなかった。」と述べているところ、当該事業所の業務管理機構図により、申立人はD事業部のE課F職であったことが確認できる上、そのうちの二人の同僚が、「申立人は入社当時からB職であった。」と述べている。

以上のことから判断すると、申立人が給与支給明細書を保管していない期間においても、その前後の月と同額の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できることから、平成5年2月、同年3月及び6年4月は32万円、7年7月及び8年1月から9年12月までの期間は36万円、16年4月は30万円、19年1月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業・法人登記簿謄本によると、事業主が二人確認できるところ、一人は既に死亡しており、他の一人からは回答が得られないことから確認することはできないが、申立人及び複数の同僚の給与支給明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認でき

る標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は申立人の給与支給明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年2月について、当該事業所は商業・法人登記簿謄本によると、同年3月*日に破産手続が開始されていることが確認できるところ、破産管財人が保管する申立人に係る未払賃金立替払請求書・証明書により、当該期間については給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成15年2月1日と認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、62万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月21日から15年2月1日まで
平成14年4月1日からA社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が原告の一人となり、A社を被告として行われた民事裁判に係る判決書(写し)及び同社の商業・法人登記簿謄本において役員として名前が確認できることから、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成15年4月29日)の後の同年5月27日付けで、申立人の14年10月の定時決定の記録(62万円)が取消処理されるとともに、厚生年金保険の被保険者資格喪失日も同年8月21日に遡及して行われていることが確認できる上、他の複数の被保険者についても申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本において申立人は、申立期間当時、役員として名前が確認できるものの、一緒に勤務していた同僚は、「申立人は役員であったが、給与や社会保険等の手続には一切タッチしていなかった。」と供述していることから、申立人は当該処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、申立人が平成14年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとする処理を行う

合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の主張する平成15年2月1日であると認められる。

また、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当該訂正処理前のオンライン記録から62万円とすることが妥当である。

北海道国民年金 事案 1990

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年2月まで

私は、A社に平成13年1月からB職として雇用され、14年3月から正社員に採用された。

その際、申立期間の国民年金保険料と国民健康保険料をA社で負担してくれることとなり、私はそれぞれの納付書を同社に提出し、同社が保険料を納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成14年3月に正社員として採用された際、申立人が同社の非正規社員であった期間のうち申立期間の国民年金保険料を同社が負担してくれることとなったため、保険料の納付書を同社の担当者に預け、当該保険料を同社が同年3月頃に一括して納付してくれたと述べているところ、同社では、「非正規社員を含む社員の国民年金保険料を負担する規定は無く、経理関係の元帳でも、該当する支出項目は見当たらないことから、当社が保険料を負担することはなかった。」としており、C市においても、平成13年度の申立人に係る国民年金保険料の入金履歴が無いとしている。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料と一緒に当該期間の国民健康保険料も同社が納付してくれたとしているところ、i) C市では、「申立人に係る国民健康保険の加入履歴は無く、国民健康保険料は納付されていない。」としていること、ii) A社では、「国民年金保険料と同様に当社が国民健康保険料を負担することはなかった。」としていることから、申立人が説明する内容と一致しない。

さらに、申立人が所持する平成14年分の源泉徴収票（写し）を確認したと

ころ、当該源泉徴収票に記載された社会保険料控除額に申立人の国民年金保険料相当額及び国民健康保険料相当額は含まれているとは推認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1991

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から40年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から40年6月まで

申立期間の国民年金保険料について、厚生年金保険被保険者期間と重複することを理由として、還付された記録になっているが、私は、当該期間の国民年金保険料の還付通知及び還付金を受け取っていない。

申立期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している国民年金手帳の検認記録及び国民年金保険料の領収証書により、申立人は、申立期間の保険料を納付していることが確認できるところ、オンライン記録により、申立人は、当該期間において厚生年金保険の被保険者期間であることが確認できる。

また、還付整理簿には、申立人の申立期間の国民年金保険料の還付記録が記載されており、住所が申立人の当時の住所地と一致し、還付金額に計算上の誤りは無いなど、その記載内容に不自然な点はなく、ほかに、申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月1日から同年11月1日まで
② 昭和52年10月1日から同年11月1日まで

昭和23年6月21日から平成3年1月1日までA社及び同社の関連会社に継続して勤務していた。残業手当等の金額が変動する手当が無く、給与は昇給し続けていたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額がその前の額より低くなっているため正しく記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和46年2月にA社B支店から関連会社であるC社に出向し、厚生年金保険の標準報酬月額10万円で被保険者資格を取得していたところ、同年10月の定時決定において9万2,000円に改定されていることに納得できないとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は昭和60年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、D社に照会したところ、「C社は、昭和63年3月に閉鎖しており、当社は、C社のE部門が独立し、F業として新会社を設立した。C社の書類を引継いでいない。」と回答しており、申立人が主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、申立期間①に係る標準報酬月額は、昭和46年10月に9万2,000円で定時決定されているところ、当該決定は、同年の5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3月で除した額に基づいて決定するが、申立人の場合、当該事業所で同年2月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、標準報酬月額が10万円に決定されており、当該決定は、先の報酬月額を見込んだ届出により決定することから、その後における実際

の報酬が当初の見込みより少なければ、申立期間①に係る標準報酬月額が資格取得時より1等級下がっていても不自然とまでは言えない。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様にA社等関連会社からの異動に伴い当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者16人について標準報酬月額の推移を検証したところ、このうち3人は、異動前の標準報酬月額と同額又は高い標準報酬月額で資格取得しているものの、その後の定時決定又は随時改定において、資格取得時の標準報酬月額より低くなっていることが確認できる。

加えて、C社に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録と一致している上、この記録が訂正された形跡も無い。

2 申立期間②について、申立人は、昭和51年12月にA社G支店から同社H支店に異動し、厚生年金保険の標準報酬月額28万円で被保険者資格を取得していたところ、52年10月の定時決定において26万円に改定されていることに納得できないとしている。

しかしながら、A社I支店に申立人の申立期間②の標準報酬月額が資格取得時より下がっている理由について照会したところ、「昭和52年5月から同年7月までの平均報酬月額が下がったためと思われるが、報酬金額の詳細については、当時の賃金台帳等が保存されていないので確認できない。」と回答していることから、申立人が主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額について確認することができない。

また、申立期間②に係る標準報酬月額は、昭和52年10月に26万円で定時決定されているところ、当該決定は、同年の5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3月で除した額に基づいて決定するが、申立人の場合、当該事業所で51年12月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、標準報酬月額が28万円に決定されており、当該決定は、先の報酬月額を見込んだ届出により決定することから、その後における実際の報酬が当初の見込みより少なければ、申立期間②に係る標準報酬月額が資格取得時より1等級下がっていても不自然とまでは言えない。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様に他の支店からの異動に伴い当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者14人について標準報酬月額の推移を検証したところ、このうち7人は、異動前の標準報酬月額と同額又は高い標準報酬月額で資格取得しているものの、その後の定時決定又は随時改定において、資格取得時の標準報酬月額より低くなっていることが確認できる。

加えて、A社H支店に係る被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録と一致している上、この記録が訂正された形跡も無い。

3 このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から29年3月20日まで
昭和27年4月1日から29年3月20日までA職として、B社C支店D営業所に勤務していた。
給与明細書等の書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、B社C支店は昭和44年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主（支店長）及び同支店D営業所長の所在が確認できないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除等について供述を得ることができない。

また、B社C支店を統括する同社E支店に申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について照会したが、同社E支店は、「確認できる資料が残っておらず、不明である。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた上司及び同僚19人のうち生存及び所在が確認できた一人及びオンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し生存及び所在が確認できた8人の計9人に照会し、6人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述及び資料を得ることはできなかった。

加えて、前述の6人のうち1人は、「昭和24年4月にB職として入社したが、厚生年金保険には正職員になった27年4月に加入した。」と供述し、別

の一人は、「厚生年金保険の加入については、一定の基準及び要件があり、正社員になると厚生年金保険に加入できた。B職の給与からの控除は日雇健康保険と日雇失業保険の2種類であった。」と供述していることから、当該事業所はB職については、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

その上、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、同名簿の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで
申立期間においては、A事業所に正職員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、申立期間について、同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所の所在地、同事業所の顧客名称及び申立期間当時の業務内容を具体的に記憶していること、及び複数の同僚が「申立人と共に勤務した。」と供述していることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B県C会からの回答により、A事業所は平成 14 年 9 月 10 日に廃業し、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、事業所名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認することができない上、同事業所は、厚生年金保険法第 6 条第 1 号に定める同保険の適用事業所とされていない。

さらに、オンライン記録により、申立人が名前を挙げた同僚 5 人のうち個人が特定できた二人に照会したところ、二人は共に「A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、同事業所では同保険に加入していなかった。」と供述している上、両人とも申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いこと、及びこのうち一人は、申立期間において、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、前述の同僚二人は、申立期間に係る厚生年金保険料について、給与

から控除されていたことはない旨供述している上、このうち一人は「A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、各個人が国民健康保険及び国民年金に加入するように指示されており、これらの保険料を補てんすることを目的として手当が支給されていた。」と供述している。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事務所に係る加入記録は確認できないほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶もない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 42 年 1 月 4 日から 44 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 10 月 17 日から 45 年 10 月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①から③までは脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。

しかしながら、脱退手当金を受け取った記憶はなく、また、申立期間②及び③の間のA社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を請求していないということからみても納得できないので、各申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③当時に勤務していたB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①から③までの脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和46年1月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 1 日から 41 年 8 月 7 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 7 月 21 日から 43 年 5 月 21 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給していないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 21 日から 41 年 1 月 10 日まで
② 昭和 41 年 1 月 10 日から 44 年 8 月 16 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の社会保険事務所(当時)における脱退手当金を支給した場合の事務処理は、請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」又は「脱退」表示をすることとされているところ、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には当該表示が確認できる上、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票にも、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額は計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 12 月 11 日まで
② 昭和 45 年 2 月 1 日から 46 年 5 月 11 日まで

日本年金機構から脱退手当金の支給について確認を求めるはがきを受け取ったところ、申立期間①及び②については脱退手当金を支給済みとされている。

しかし、申立期間①の前に勤務していたA社を退職する時に、事務担当者の助言を受けて脱退手当金を受給したが、申立期間①及び②については脱退手当金を受給した記憶がないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①以前に勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した。」と主張しているものの、オンライン記録によると、脱退手当金は、申立期間①及び②とA社に係る被保険者期間とを合わせて計算されている上、申立期間①以前には脱退手当金が支給された記録が無い。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに、申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 8 日から 42 年 1 月 1 日まで
② 昭和 43 年 2 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで

申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間を確認したところ、両申立期間については脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（申立期間①）及びB市（申立期間②）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、それぞれ脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は法定支給額と一致している上、申立期間②のB市における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和44年12月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 12 月 31 日まで
② 昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 4 月 14 日まで

申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間を確認したところ、脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、法定支給額と一致している上、同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 6 か月後の昭和 42 年 10 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月から 12 年 12 月まで
平成 10 年 10 月 26 日から 13 年 1 月 5 日まで A 社に勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の年金記録について確認したところ、平成 10 年 10 月の標準報酬月額が 14 万 2,000 円であったが、11 年 10 月に 13 万 4,000 円に下がっていた。

当時の給与明細書等の資料は無いが、勤務していた間は給与の額に変更は無かったので、標準報酬月額について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所から提供された申立人に係る雇用保険高年齢受給記録証明書から判断すると、申立人が平成 13 年 1 月 5 日に A 社を離職する前 6 か月間において、月平均約 14 万 2,000 円の給与を支給されていたことが認められるものの、当該給与支給額からは、オンライン記録による標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、当該事業所から提出された申立人の申立期間に係る平成 11 年及び 12 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）に記載されている定時決定時の標準報酬月額は、その年の 5 月から 7 月までの報酬月額により算定されることとなっているところ、この算定基礎届の標準報酬月額の決定額（13 万 4,000 円）に間違いは無い上、同額はオンライン記録と一致しており、当時の同届による定時決定は適法であり、正当と認められる。

さらに、オンライン記録により、申立人が前任者であったと記憶する者及び申立人と同年代で同時期に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を

取得した9人の合計10人に照会したところ、6人から回答が得られ、そのうちの4人は、「厚生年金保険の標準報酬月額は、当時の給与額と相違していないと思う。」と供述している。

加えて、上記4人のうちの1人から提出された、同人の平成11年10月から12年11月までの給与明細書のうち、同年10月の定時決定の算定対象月である同年5月から7月までの給与総支給額の平均額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる当該年の定時決定の標準報酬月額と合致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から同年8月1日まで

昭和20年10月から33年7月までA国軍B基地C課に勤務していたが、同課D部門の長であった申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。健康保険の加入記録によれば、申立期間においてE事業所で同保険のみの被保険者であったことになっているが、同事業所に勤務したことはない。これは、31年5月に、基地で使用されていた者のうち、それまで日本政府に雇用されていた者をA国軍の直接雇用とする機構改革があったので、この時に何らかの手違いがあったのだと思う。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する解雇予告書及び採用通知書により、申立人は、昭和31年4月30日に、その身分がF職からG職に変わったことを理由としてA国軍B基地C課を一旦解雇され、同年5月1日に同課H係の管理者として採用されたことが確認できる上、申立人が同課で一緒に勤務していたとする同僚が、「申立人とは昭和20年10月から33年7月までC課で一緒に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において同課に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、C課が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年8月1日であり、申立期間において同課が同保険の適用事業所であった形跡は無い上、I省J局に照会したものの、「厚生年金保険被保険者台帳以外の資料は廃棄済みのため、当時の状況は分からない。」と回答しており、同課が申立期間において同保険の適用事業所であったことをうかがわ

せる供述は得られなかった。

また、I省J局が保管する当時の厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人が日本政府から給与の支払いを受けていた昭和24年4月1日から29年10月16日までの期間及び同日から31年5月1日までの期間に係る同保険の被保険者記録は確認できるものの、この一方で、A国軍の直接雇用となった同日以降の期間に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚に照会したところ、「当時、C課にはG係及びK係の二つの担当係があり、申立人はA国軍が直接費用負担するG係の責任者として勤務し、私はK係において、B事務所が日本人労働者の給与の算出、支払い及びA国への請求を行う際の基礎となる資料の作成、報告等を行う担当責任者として勤務していた。」と供述していることを踏まえると、同人は、C課において申立人とは立場が異なっていたものと考えられる上、B事務所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同人は、申立人が昭和31年5月1日に同事務所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後も、継続して同事務所で同保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、申立人は、「申立期間において健康保険のみの加入記録が確認できるE事業所には勤務したことがない。」と供述しているところ、申立人が、「C課でL業務担当として勤務し、自身の学校のM職であった。」と供述するとともに、前述の同僚も、「申立人と共にG係に勤務していた。」と供述する者については、E事業所及びC課の被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和31年5月1日にE事業所で健康保険の被保険者資格を取得した後、同年8月1日に同資格を喪失し、同日にC課で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できることを踏まえると、当時、C課においてG係担当として勤務していた者については、申立人が保管する解雇予告書により確認できる身分の変更に伴って、同年5月1日にB事務所で同保険の被保険者資格を喪失させ、被保険者名簿に記載された事業主がA国人名であることから判断して、当時既にA国軍に直接雇用される労働者に係る事業所であったと考えられるE事業所において一旦健康保険のみの被保険者資格を取得させた後、C課が厚生年金保険の適用事業所となった同年8月1日に同課で同保険の被保険者資格を取得させる取扱いであったことがうかがわれる。

その上、前述の申立人がL業務担当者であったと供述する者を始め、申立人と同様に、昭和31年5月1日にE事業所で健康保険のみの被保険者資格を取得した後、同年8月1日に同資格を喪失し、同日にC課で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者10人については、いずれも既に死亡しているか、又は生存及び所在が不明であることから、これらの者から申立期間においてG係に勤務していた者に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

なお、申立人は、「第三者委員会は年金記録の訂正を認めるために設置された機関であることから、勤務実態が認められれば、直ちに記録の訂正をあっせんすべきだ。」と主張するが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）では、第三者委員会の調査審議の結果、事業主が、被保険者が負担すべき厚生年金保険料を源泉控除しながら、厚生年金保険法に基づく同保険料の納付義務を履行していない、又は履行したか否かが不明であるとの意見があった場合に、厚生労働大臣が年金記録の訂正等を行うものとされているところ、第三者委員会は、このような特例法の趣旨に則り、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が源泉控除されていたかどうか、及び事業主が当該源泉控除した保険料を社会保険事務所（当時）に納付したかどうかについて調査審議を行った上で記録訂正のあっせんを行うか否かの判断を行っているものであり、勤務実態が認められるだけでは特例法に規定された記録訂正の要件を満たさないため、当該主張は認められない。

そして、申立人は、「L業務担当者であった私のM職は、厚生年金保険料を横領するような人物ではない。」と主張するが、同人がL業務担当者であり、G係に係る社会保険の取扱いについて知り得る立場にあったとすれば、自身や申立人が、申立期間においては厚生年金保険の被保険者ではなくなり、健康保険のみの被保険者となったことを承知していたものと考えられることから、同人は申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 29 年 9 月から 30 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 4 月まで

申立期間①はA市にあったB社にC職として勤務し、D業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②はE県F市にあったG社にH職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③はE県I市にあったJ社にH職として勤務し、K業務等に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

各申立期間について、当時、私は*と名乗っていたので、この名前でも調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者が、「勤務していた期間までは分からないが、申立人が入社してきたことは記憶している。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、B社は昭和 29 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する同僚二人の

うち一人は既に死亡しており、生存及び所在が確認できた他の一人に照会したものの、回答は得られず、これらの者から申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者二人、並びに当該事業所の関連会社であるL社の被保険者名簿により、申立期間①において同社で同保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者4人の合計6人に照会したところ、回答が得られた5人は、いずれも、「申立期間①当時、B社では入社後数か月間の試用期間があり、この期間は厚生年金保険に加入させておらず、同保険料が給与から控除されることもなかった。」と供述している上、このうち一人は、「試用期間は6か月間ほどであった。」と供述している。

加えて、当該事業所の被保険者名簿においては、申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

その上、申立人は、「当時、私は*と名乗っていた。」と供述していることから、11通りの氏名について当該事業所の被保険者名簿を確認したものの、これらの氏名で管理される厚生年金保険加入記録はいずれも該当が無かった。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、事業所名簿によると、G社は昭和57年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当時の事業主も個人を特定することができないことから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する同僚一人は既に死亡していることから、同人からも申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者3人に照会したところ、回答が得られた二人は、いずれも、「申立人を知らない。」と供述しており、ほかに申立人が、申立期間②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、前述の回答者二人は、自身が記憶する入社時期から、それぞれ5か月後、1年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、両人から、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、当該事業所の被保険者名簿においては、申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人は、「当時、私は*と名乗っていた。」と供述していることから、11通りの氏名について当該事業所の被保険者名簿を確認したものの、これらの氏名で管理される厚生年金保険加入記録はいずれも該当が無かった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、事業所名簿によると、J社は昭和32年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当時の事業主も生存及び所在が不明であることから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所の役員であったと供述する者一人及び一緒に勤務していたと供述する同僚4人は、いずれも既に死亡しているか、又は生存及び所在が確認できないことから、これらの者からも申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間③当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者3人に照会したところ、いずれも、「申立人を知らない。」と供述している。

加えて、当該回答者3人のうち2人は、いずれも「J社は、昭和32年3月以前に事業を止めていた。」と供述している上、このうち一人は、「私が退職した昭和32年2月には、女性の事務員はいなかった。」と供述しており、ほかに申立人が、申立期間③において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人は、「当時、私は*と名乗っていた。」と供述していることから、11通りの氏名について当該事業所の被保険者名簿を確認したものの、これらの氏名で管理される厚生年金保険加入記録はいずれも該当が無かった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立人は、「年金受給手続を行った際に、私の厚生年金保険被保険者証が社会保険事務所(当時)の職員によって取られた。このため年金記録が無くなったと思われるので、被保険者証を返してほしい。」と主張するが、厚生年金保険被保険者証の返却等により同保険の被保険者記録が削除されることは無い上、申立期間①、②及び③に係る各事業所の被保険者名簿において、申立人の氏名又は被保険者記録が削除又は訂正された形跡も無い。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 5 月 1 日から 28 年 5 月 1 日まで

昭和 25 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）C 事業所の D 職として採用され、約 10 か月間同事業所に勤務した。この後、同社 E 事業所に異動し、同事業所に約 2 年間勤務したと記憶しているが、厚生年金保険の加入記録によると、同年 5 月 1 日に C 事業所における被保険者資格を喪失した記録となっており、申立期間の加入記録が無い。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）、及び同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち昭和 25 年 5 月 1 日から 27 年 10 月 1 日までの期間において、事業所間の異動日の特定はできないものの、C 事業所及び E 事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社は、「関係資料を保管しておらず、申立期間当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、事業所名簿、C 事業所に係る被保険者名簿及び E 事業所に係る被保険者名簿により、C 事業所は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 25 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、E 事業所については、30 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることから、申立期間当時、C 事業所及び E 事業所は適用事

業所でないことが確認できる。

さらに、A社に係る被保険者名簿によると、同社は、昭和25年5月1日に健康保険の適用事業所に該当しているものの、厚生年金保険の適用除外申請により、申立期間は健康保険だけの適用事業所となっていることが確認できるとともに、被保険者名簿において、申立人は、C事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年5月1日に同社における健康保険の被保険者資格を取得し、27年10月1日に同資格を喪失していることが確認できる上、事業所名簿及び被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは28年11月1日であることが確認できる。

加えて、申立人がC事業所における当時の同僚として唯一名前を挙げた者は、「私は、昭和24年11月頃から約40年間、C事業所にF職として勤務した。申立人は、G業務担当のH職であり、時期は不明であるがE事業所に転勤した記憶がある。しかし、私自身の厚生年金保険の加入記録において申立期間を含めた未加入期間があることは知らなかったし、申立人の厚生年金保険の加入状況も分からない。」と供述している上、A社に係る被保険者名簿により、昭和25年5月1日に同社における健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、C事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる者は、申立人を除いて6人（上記同僚を含む。）確認できるものの、オンライン記録により、当該6人全員が申立期間において厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

その上、申立人は、E事業所における当時の同僚等の名前を記憶していない上、同事業所に係る被保険者名簿により、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和30年12月1日に被保険者資格を取得している者が21人確認でき、このうち5人は、同資格取得前にA社における健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、いずれも生存及び所在が確認できないことから、申立人のE事業所における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成2年10月1日まで
昭和60年1月16日から平成11年5月31日までA社に勤務していた。年金記録を確認したところ、同社における標準報酬月額は申立期間前が24万円及び申立期間後が26万円であるのに対して申立期間は22万円と記録されているが、同社に勤務していた時の給与は年俸制であり、支給額が減額された記憶がない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書は無いが、申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における標準報酬月額は、オンライン記録において、申立期間が22万円であるのに対して申立期間前は24万円、申立期間後は26万円とされているところ、申立人から提出された預金通帳の入出金記録により、申立期間及びその標準報酬月額の算定基礎となる期間において申立人の給与支給額が減額されたような状況は確認できない。

しかしながら、A社は、「申立人の給与は年俸制であり、年俸額を12で除した額を毎月の給与額とし、これに通勤手当を加算して支給していた。また、関係資料が無く、当時の状況は不明であるものの、申立人の採用経緯から年俸が減額されることは考え難い。申立期間当時の事務担当者が社会保険関係事務に不慣れであり、申立人の給与も当社唯一の年俸制であったことから、上記給与月額に通勤手当（交通費約2万円）を加算した額を社会保険事務所（当時）に届出すべきところ、申立期間については、誤って給与月額のみを届出したものと考えられる。しかし、当社では、社会保険事務所に届出した標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除しており、申立人についても、社会保険

事務所に届け出たと考えられる標準報酬月額（22 万円）に見合う保険料を控除していたものと考えられる。」と回答している。

また、申立人が申立期間当時の社会保険事務担当者として名前を挙げた同僚二人に照会し、両人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額を確認できる具体的な供述は得られなかった上、この二人のほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況について確認できる同僚等はいない。

さらに、オンライン記録において、申立人の厚生年金保険被保険者記録が訂正されているなどの処理が行われた形跡は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 10 月 1 日から 26 年 6 月 1 日まで

昭和 25 年 10 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に採用され、同社 C 事務所で勤務したが、厚生年金保険の加入記録によると、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が 26 年 6 月 1 日となっている。

しかし、A 社から受けた勤続表彰状において、私の入社日が昭和 25 年 10 月 1 日であることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された勤続表彰状及び同僚の供述から、申立人は、申立期間において A 社 C 事務所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 社では、「関係資料が無く、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚として 7 人の名前を挙げているところ、唯一生存及び所在が確認できた者は、「申立人は、昭和 25 年 10 月から D 作業員として勤務していたが、申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができず、申立人も申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶がない。

さらに、A 社 C 事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間及びその前後の期間に被保険者資格を有している者のうち、生存及び所在が確認できた 12 人に照会したところ、

回答が得られた7人からは、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述が得られず、このうち一人は、「私は、昭和23年頃に入社したが、入社当初は厚生年金保険に加入していなかった。従業員を厚生年金保険に加入させるよう所長と交渉していた記憶がある。」と供述しているところ、オンライン記録により、同人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、入社時から約3年後の26年12月1日であることが確認できる。

加えて、上記の回答が得られた7人のうち、上記同僚一人を除く二人がA社における自身の入社日を記憶しているところ、オンライン記録において、一人は入社時から約4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、もう一人は、同資格を取得するまでに約17か月の期間を要していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、従業員の採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 5 月 1 日から 11 年 7 月 31 日まで
② 平成 11 年 8 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に控除されていた厚生年金保険料に相当する額より低い額となっている。

申立期間①については 41 万円ではなく 59 万円であり、申立期間②については 30 万円ではなく 59 万円であるはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社の会計事務を請け負っていた会計事務所から提出された申立人の源泉徴収票によると、申立人は、その一部の期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない上、当該事業所の商業・法人登記簿謄本により、申立人は、申立期間①及び②当時、代表取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人は、「会社の経理事務等は妻に任せてあり、私は社会保険事務にかかわっていなかった。」と供述しているものの、申立人は、事業主として標準報酬月額に基づく保険料の納付義務を履行する職責にあるとともに、申立人の妻も、「社印を使えるのは申立人と私の二人であり、手形を切る時等は申立人が押印していた。また、各種手続の際には私が押印し、書類を社長に確認してもらうことがあった。」と供述しており、申立人が当該社会保険に係る事務に関与していなかったとは認められない。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

(以下「特例法」という。)第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間①及び②については、たとえその一部の期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認められたとしても、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月 1 日から 62 年 4 月 1 日まで
② 昭和 63 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
③ 平成元年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
④ 平成 2 年 2 月 1 日から同年 3 月 4 日まで

昭和 54 年 1 月 1 日から平成 3 年 1 月 9 日まで、A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していたので、全ての申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、申立人は、「昭和 54 年 1 月 1 日から平成 3 年 1 月 9 日まで、A 社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B 社では、「平成 2 年 3 月 4 日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び 3 年 1 月 9 日付けの同喪失届以前の書類は、廃棄されており残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①から④までの期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、B 社は、「従業員は、定年までは通年雇用であるが、定年後は季節雇用となるため、申立人も当初は通年雇用であったが、60 歳となった定年後（昭和 61 年 2 月 1 日）に雇用形態が変わり季節雇用となる。」と回答しているところ、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者資格取得日と離職日の記録は、オンライン記録と合致していることが確認できるとともに、申立人の雇用保険の給付記録により、申立人はいずれの申立期間においても失業給付を受給していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申

立人が申立期間①及び②において、健康保険を任意継続していることが確認できる。

加えて、全ての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から 21 年 1 月 1 日まで

昭和 41 年 6 月から A 社に勤務しており、平成 12 年 10 月から標準報酬月額が 34 万円となっていたが、13 年 4 月に標準報酬月額を 9 万 8,000 円とする届出を行い、その後 20 年 12 月まで標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっている。

しかし、実際には給与額は変更になっておらず 34 万円のままであったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成 13 年 4 月に 9 万 8,000 円に減額されているが、申立期間の給与支給額は 34 万円のままであった。」と主張している。

しかしながら、申立人に係るオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は認められない上、申立人から提出された平成 13 年 4 月から 20 年 9 月までの申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書（写し）によると、申立人の標準報酬月額は、それぞれ 9 万 8,000 円と記載されていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間当時、会社の経営が苦しく、社会保険料を滞納していたことから、申立人の標準報酬月額を 9 万 8,000 円で届け出ており、厚生年金保険料は 1 万円控除していた。」と供述しているところ、申立人から提出された平成 13 年 9 月分及び同年 10 月分の給料支払明細書（控）（写し）及び当該事業所から提出された同明細書（写し）（13 年から 20 年までのいずれも 1 月分と 6 月分のみ）によると、申立人の報酬月額は、34 万円であったことが確認できるものの、厚生年金保険料として 1 万円が控除されて

いることが確認でき、一方、健康保険料の控除は確認できないことから、当該1万円は、健康保険料を含めた社会保険料控除額であると考えることが相当であり、申立期間について、申立人が標準報酬月額9万8,000円に相当する額を超える厚生年金保険料を給与から控除されていた事実は確認できない。

さらに、申立期間のうち、上記給与支払明細書に係る期間以外の期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。